

会計年度任用職員を募集します

(福祉推進部 こども政策課)

職 種	児童館館長	
業務内容	施設の安全維持管理及び運営に関すること。放課後児童クラブの運営に関すること。利用者の安全管理に関すること。地域及び関係機関等との連携等	
応募資格	1～7のいずれかに該当する方 1. 保育士資格を有する方 2. 教諭免許状(幼稚園・小学校・中学校・高校のいずれか)を有する方 3. 児童厚生員資格を有する方 4. 社会福祉士資格を有する方 5. 放課後児童支援員認定資格を有する方 6. 高卒で2年以上児童福祉事業の実務経験を有する方 7. 上記以外で児童センターに興味のある方(相談に応じる)	
任用期間	※採用日～令和8年3月31日(1ヶ月間は、条件付採用期間となります。)	
勤務日	週5日のシフト制(月曜日から土曜日)	
勤務時間	平日:原則10時から17時、または11時から18時(6時間/日 30時間/週) 学校が休みの日等:8時30分以降の勤務有	
勤務場所	大山児童センター(宜野湾市大山4-14-3)	
休 暇	年次有給休暇	任用期間、経験等に応じ最大20日付与 ※初年度は最大12日付与、勤続年数に応じ労基法に準じ付与日数を追加
	その他の有給休暇	病気休暇(最大年6日)、子の看護休暇(最大年5日)、夏季休暇(最大3日)、忌引休暇、産前・産後休暇、配偶者出産休暇等
	無給休暇	介護休暇等
報酬額(時給額)	1～5の有資格者 時給1,556円～1,571円 6～7の無資格者 時給1,458円～1,494円	
報酬支給日	月末締め、翌月15日支払い ※期末勤勉手当については、6月10日及び12月10日支払い	
諸手当	期末勤勉手当	年4.6月分(6月と12月に支給) ※任用期間等により対象とならない場合があります。また、本市での経験期間及び任用期間により、支給率が上記と異なる場合があります。
	通勤手当	距離に応じ支給 ※通勤距離が2km以上の方が対象になります。
※報酬、諸手当、休暇等については条例、規則の改正等により変更となる場合があります。		
社会保険	週の勤務時間が30時間以上かつ2ヶ月を超える任用がある場合、または以下の要件を満たせば、厚生年金保険及び健康保険の適用となります。 ・週の所定労働時間が20時間以上30時間未満 ・報酬の月額が8.8万円以上であること	

	<ul style="list-style-type: none"> ・学生でないこと <p>※加入要件については、勤務条件等により異なる場合があります。</p>
雇用保険	<p>以下の要件を満たす場合は対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週の所定労働時間が 20 時間以上 ・31 日以上継続して雇用される見込みのもの <p>※但し、任用期間等によっては対象外となる場合があります。</p>
労災保険	あり
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・別添の宜野湾市会計年度任用職員申込書（市販の履歴書でも可） ・資格を証明する書類の写し
応募方法	上記必要書類をこども政策課へ提出して下さい。（郵送、持参いずれも可）
選考方法	書類選考と面接（該当者のみ後日面接のご連絡を差し上げます）
応募期間	定員に達し次第終了
備考	※本事業予算は3月議会の承認を経て決定される為、採用については、あくまでも内定として扱われるため、確定ではないことをご了承ください。
問合せ先	<p>098-893-4411（内線 3431）</p> <p>担当：比嘉</p>